

岐阜県民間保育園・認定こども園連盟 主催研修

新しい処遇改善計算の実務

～制度の変更点と計算方法の視点から～

令和8年2月18日 14:00～16:15

株式会社福祉総研

松本 和也

k-matsumoto@fukushi-soken.com

新しい制度の概要

【新しい制度に係る関連通知等】

資料
P2～19

資料
P20～41

資料
P42～51

通知名等	略称	発出日	発翰番号等	内容・留意点等
施設型給付費等に係る 処遇改善等加算について	通知	R7.4.11 R7.9.2改	こ成保296 7文科初第250号	従前の通知を廃止し、令和7年度より適用する新制度の通知として発出。提出すべき書類の様式も収録。
処遇改善等加算に関するFAQ (よくある質問)【第5版】	FAQ	R7.10.8	—	新しい処遇改善制度に関するFAQ。
令和7年人事院勧告に伴う国家 公務員給与改定等を踏まえた 令和7年度補正予算における 公定価格の取扱いについて	事務 連絡	R7.12.16	—	令和7年度人勧分の考え方 やルールのほか、自治体・ 施設に対する迅速な支給の ための要請事項
公定価格に関するFAQ (よくある質問)【第28版】	—	R7.9.9	—	公定価格全体に対するFAQ。 処遇改善制度の変更に合わせ たFAQ項目の追加や修正、 削除が行われていない。 (処遇改善にはあまり役に 立たない)
技能・経験に応じた追加的な 処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ) に関するFAQ(よくある質問) 【Ver.8】	—	R5.10.30	—	旧加算Ⅱに関するFAQ。現 時点では処遇改善制度の変 更に合わせたFAQ項目の追 加や修正、削除が行われて いない。 (現時点では参考程度)

【主な変更点】

加算の構成と名称の変更



加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲから
区分1・2・3へ

加算Ⅲの加算方法の変更



加算Ⅲからプラス(c)%へ

新規事由の廃止



加算額全額の支出

旧Ⅱの算定・支給対象の変更



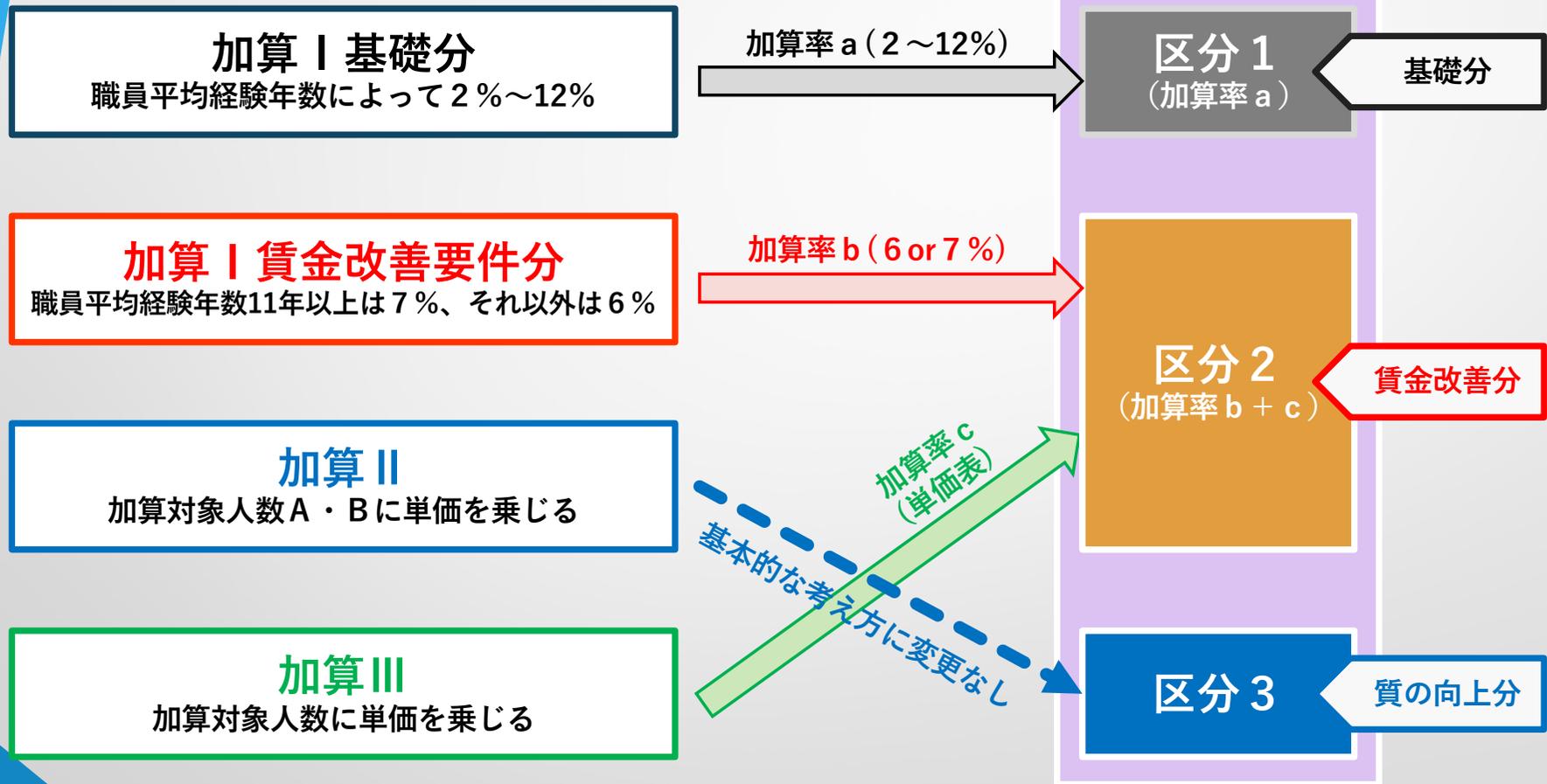
対象者数分の加算

貸金水準絶対遵守の規制緩和

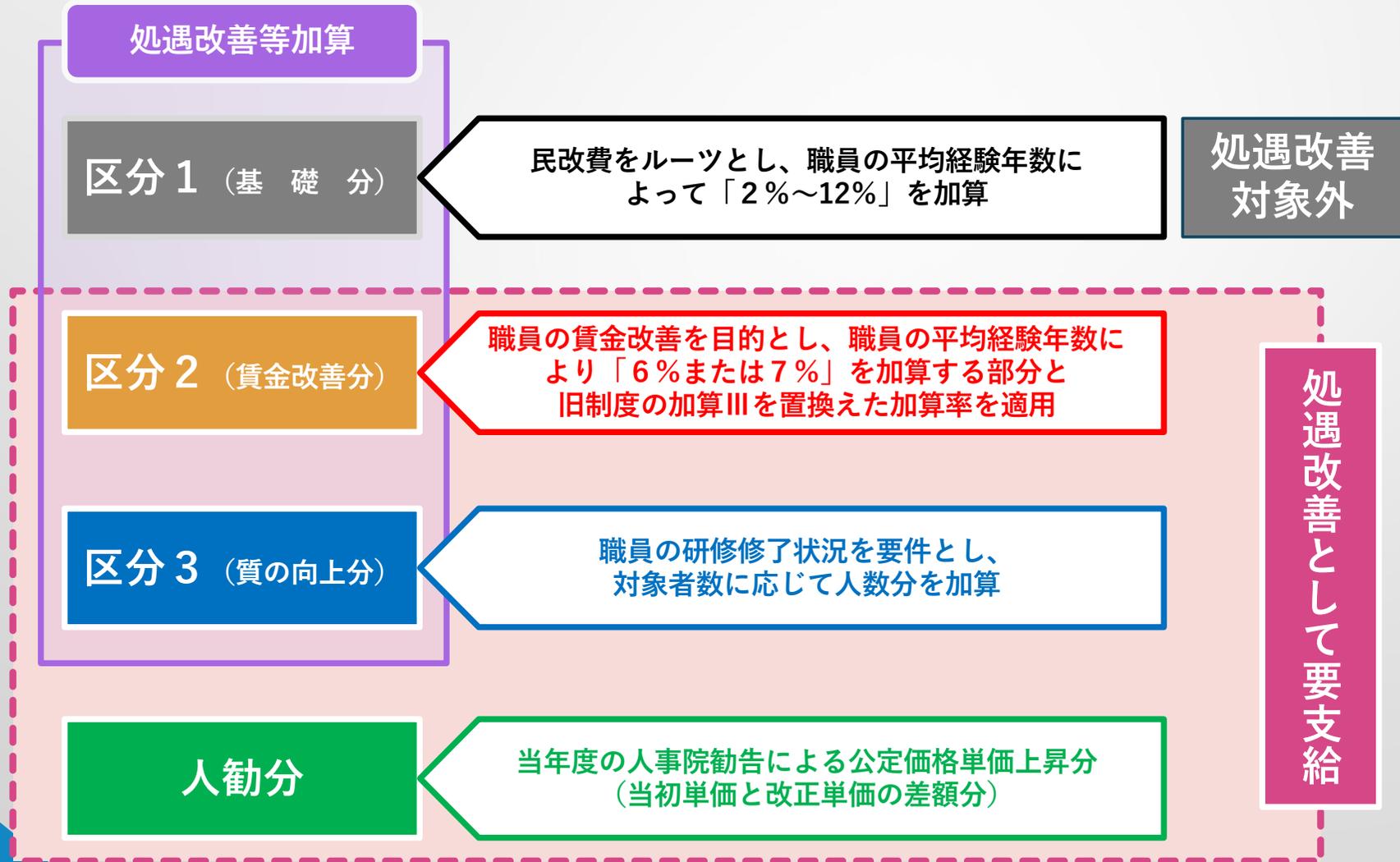


貸金水準低下の容認(条件付)

【制度の再構築】



【処遇改善の対象】



注) 「要支給」の額には法定福利費等の事業主負担分を含む。

【書類様式】

過去に別紙様式2を提出して内容に変更がない場合、
または区分3を受ける場合は提出不要

資料には収録していません

計画時の作成書類		実績報告時の作成書類	
様式番号	様式名等	様式番号	様式名等
別紙様式1	加算率等認定申請書(処遇改善等加算)		
別紙様式2	キャリアパス要件届出書		
別紙様式3	加算算定対象人数等認定申請書 (区分3(質の向上分))		
別紙様式4	賃金改善計画書(処遇改善等加算)	別紙様式6	賃金改善実績報告書(処遇改善等加算)
別紙様式4別添1	賃金改善明細(職員別表)	別紙様式6別添1	賃金改善明細(職員別表)
別紙様式4別添2	同一事業者内における 抛出見込額・受入見込額一覧表	別紙様式6別添2	同一事業者内における 抛出実績額・受入実績額一覧表
別紙様式5	賃金改善の誓約書		
別紙様式7	特別な事情に係る届出書		

昨年度に加算Iまたは加算IIIを受け、
別紙様式5を提出している場合は提出不要
(職員への周知が必要)

区分2のみ移動可能

区分3

【区分3の加算要件等】

① 4月1日に**研修修了者**が1名以上いること
 ⇒ 副主任保育士・職務分野別リーダー・研修を修了している施設長等
 ※施設職員を兼務しない法人役員を除く
 ※「研修修了見込みの者」を含まない
 ※年度当初にいない施設は、年途中で研修修了者が生じれば以降に加算

② 副主任保育士等、職務分野別リーダー等を規程に定めて賃金改善を行っていること

③ 人数A・・・基礎職員数×1／3
 人数B・・・基礎職員数×1／5
 ただし**研修修了者の人数が上限**
 ※研修を修了している施設長等の人数を含む
 ※「研修修了見込みの者」を含まない

基礎職員数の
 計算は
 資料P 8・9

④ 人数Bは対象者数を算定可能（**緩和**）

通知

FAQ

第2の3
 (1)

19・71
 72

第2の3
 (2)

第4の3
 (1)

16・20
 21・22
 23・47
 48・49
 63

【区分3の実際の加算額】

改正後単価を使用

【保育所の場合】

算定対象人数：A 5人
B 3人
4月初日児童数：86人

実際の加算額の計算

(改正後単価による)

$49,060円 \times 5人 + 6,130円 \times 3人 = 263,690円$
 $263,690円 \div 86人 \doteq 3,066円 \Rightarrow 3,060円(10円未満切捨て)$
委託費に含まれる加算額(4月分)は
 $3,060円 \times 86人分 = \underline{263,160円}$

【認定こども園の場合】

算定対象人数：A 5人
B 3人
4月初日児童数
1号：6人
2・3号：80人

実際の加算額の計算

(改正後単価による)

$50,420円 \times 5人 \times 1/2 = 126,050円$
 $6,300円 \times 3人 \times 1/2 = 9,450円$
 $126,050円 + 9,450円 = 135,500円$
〔1号分〕 $135,500円 \div 6人 \doteq 22,583円 \Rightarrow 22,580円(10円未満切捨て)$
〔2・3号分〕 $135,500円 \div 80人 \doteq 1,694円 \Rightarrow 1,690円(10円未満切捨て)$
施設型給付費に含まれる加算額(4月分)は
 $22,580円 \times 6人分 + 1,690円 \times 80人分 = 270,680円$

- 月初児童数が増減すれば月ごとに計算が必要
- 月途中入所・退所児童の日割計算は行わない

【区分3の加算額・配分額】

当初単価を使用

【例】施設種別：保育所
算定対象人数：A 5人
 B 3人

加算額【別紙様式6(1)①】

(当初単価を用いて算定し、配分計算を行う)

$49,020円 \times 5人 \times 12か月 = 2,941,200円$
⇒千円未満切捨てて2,941,000円

$6,130円 \times 3人 \times 12か月 = 220,680円$
⇒千円未満切捨てて220,000円

$2,941,000円 + 220,000円 = 3,161,000円$

- 児童数で除す計算や端数処理などは行わず、12か月分を概算して合計する
- 認定こども園の場合も1 / 2の処理をせず、保育所と同じ方法で計算する
- 実績報告時にも当初単価を用いて算定する
- 実際に加算される額（施設に支払われる額）とは一致しない

73

【区分3の支給方法】

	通知	FAQ
① 加算額 ≒ 改善等実績 総額 別紙様式 6別添1	第2の2 (1)	
② 施設長への配分不可		2
③ 退職金等に充当不可	第2の2 (1)	
④ 施設間移動不可	第5の3	17
⑤ 研修修了見込者に支給可	第2の3 (2)	15・60 69
⑥ 職務分野別リーダー等（Bの要件必要）や 園長以外の管理職（研修修了要件不要）に Aによる賃金改善を行うことができる		11・12 65・70
⑦ 区分2・3 合計の1／2以上を月額支給	第2の2 (2)	10・24 25・46
		2 30～35
		36～40 66

対象職員の詳細は

職位・発令等の詳細は

【区分3の加算要件と支給対象】

	算定対象人数（収入）		支給対象者（支出）	
	副主任保育士等 (A)	職務分野別リーダー等 (B)	副主任保育士等 (A)	職務分野別リーダー等 (B)
研修を修了した施設長 (法人役員を除く)	○	×	×	×
研修を修了した主任保育士等 (施設長以外の管理職)	○	×	△ 給与バランス等により可能(4万円未満)	×
研修未修了の主任保育士等 (施設長以外の管理職)	×	×	△ 給与バランス等により可能(4万円未満)	×
研修修了見込者	令和7年度は○ 令和8年度以降は×	×	○	○
研修未修了者	×	×	×	×

① 月額は副主任保育士等に4万円以内
職務分野別リーダー等に5千円(以上4万円未満)
※副主任保育士等の最低額を上回ること不可

第2の3
(3)

61・64
65

② 4万円の職員を1名確保する要件は廃止

③ 休職等による加算額の執行方法は施設に一任

50

注) 法定福利費等の事業主負担分を控除して全額を支給する。



区分1と区分2

※処遇改善の対象は区分2のみ

【区分1・2の加算要件等】

		通知	FAQ
区分1	① 「キャリアパス要件」が加算要件 適合しないと加算されない ※令和7年度の移行緩和措置あり	第2の1	5・6 7・14 18
	② 職員の平均経験年数により 2%～12%の加算率 <small>算定方法は資料P5</small>	第4の2	41～43
	③ 加算率は公定価格単価表の(a)		8・9
区分2	① 職員の平均経験年数により 6%または7% <small>算定方法は資料P5</small>	第4の2	41～43
	② 加算率は公定価格単価表の(b)(c)		8・9

【公定価格に含まれる区分1・2】

58・59

保育所の改正後単価

区分1

区分2

その他 地域	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児	+	390	(440)	×	(加算率(a))	+	加算率(b)	+	3.2(c)	(3.1(c))
			3歳児	+	470	(970)	×	(加算率(a))	+	加算率(b)	+	3.1(c)	(3.0(c))
	3号	1、2歳児	+	1,020	(1,740)	×	(加算率(a))	+	加算率(b)	+	3.0(c)	(3.0(c))	
		乳児	+	1,830		×	(加算率(a))	+	加算率(b)	+	3.0(c)		

旧制度のIIIが(c)になった

(c)は加算によって率が異なる

別紙様式1(4)

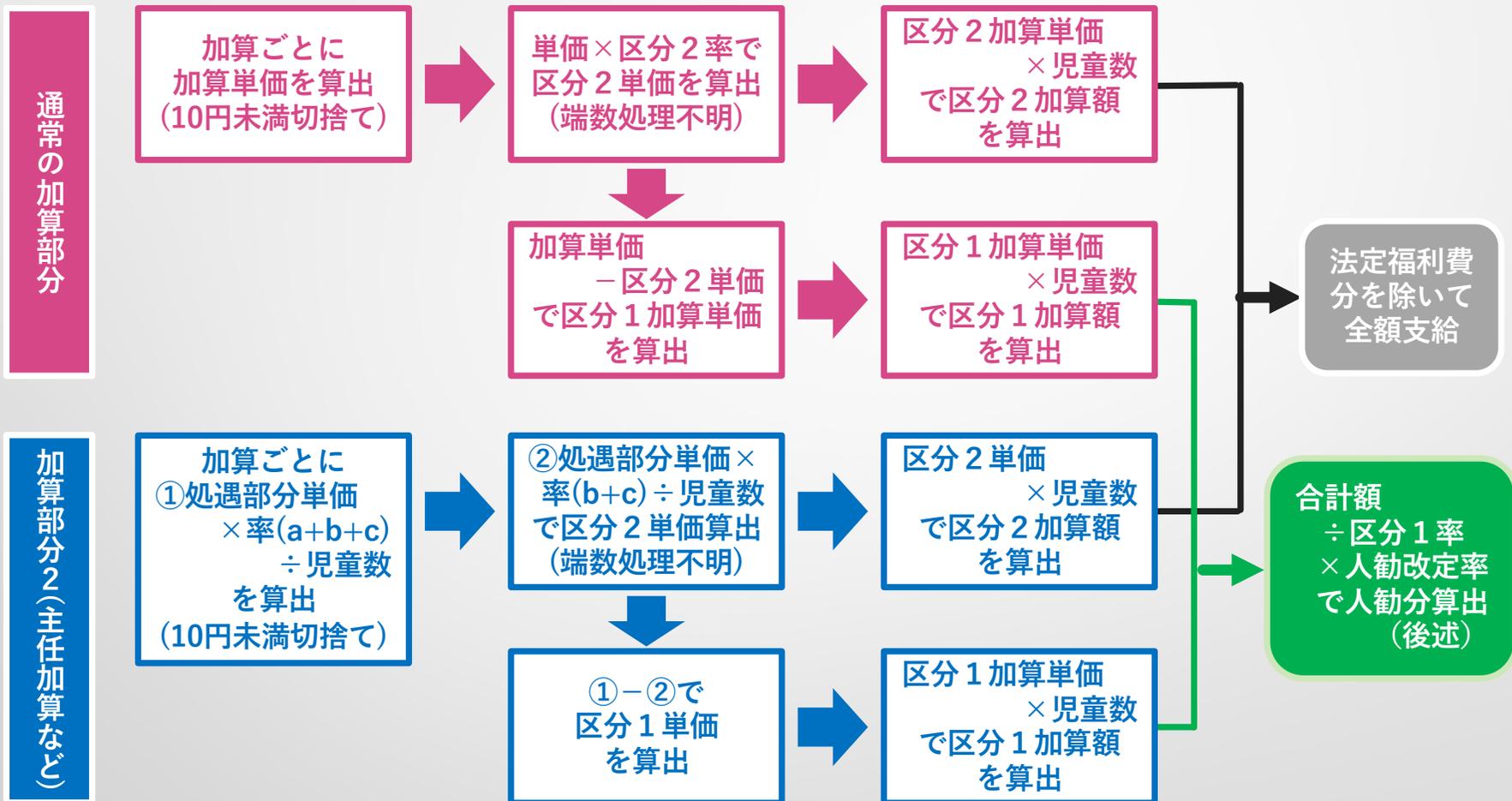
資料P12~

各種加算 の適用状 況	保育所	基本分単価（保育標準時間認定：4歳以上児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		基本分単価（保育標準時間認定：3歳児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		基本分単価（保育標準時間認定：1・2歳児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		基本分単価（保育標準時間認定：乳児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		基本分単価（保育短時間認定：4歳以上児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		基本分単価（保育短時間認定：3歳児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		基本分単価（保育短時間認定：1・2歳児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		基本分単価（保育短時間認定：乳児）	-	+	-	+	=	#VALUE!
		3歳児配置改善加算	-	+	-	+	=	#VALUE!
		4歳以上児配置改善加算	-	+	-	+	=	#VALUE!
		1歳児配置改善加算	-	+	-	+	=	#VALUE!

調べて手入力

【区分1・2の一般的な計算方法】

9



当初単価・実際の児童数を用いて算出する

73

【区分2の支給方法】

通知

FAQ

① 加算額 ≤ 加算による改善等実績**総額**

第2の2
(1)

67

② 役員兼務の施設長も支給可

13

③ 施設間移動可

第5の3

17

④ 退職金等に充当不可

第2の2
(1)

⑤ 区分2・3 **合計の1 / 2以上を月額支給**

第2の2
(2)

10・24
25・46

対象職員の詳細は

1
30~33

注) 法定福利費等の事業主負担分を控除して全額を支給する。

人勸分

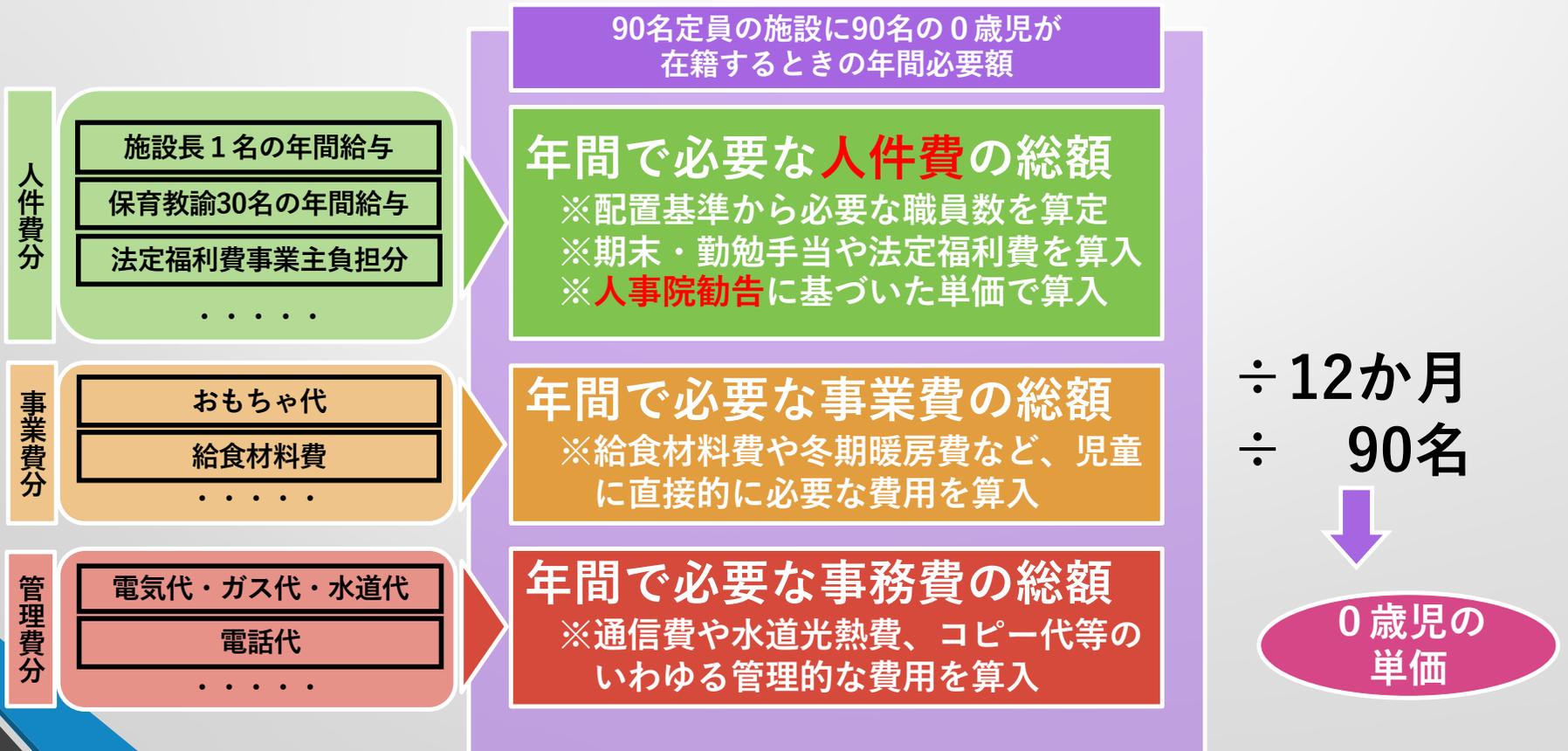
(国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分)

【積上げ方式】

<例>

90名定員施設の0歳児の公定価格単価の考え方

⇒ 90名の0歳児がいると仮定して積算



【積算されている人件費】

令和6年度

	格 付	当 初 単 価	遡及改正単価	増 加 額
所 長	(福)2-33	266,300円	282,900円	16,600円
主任保育士	(福)2-17	251,940円	274,584円	22,644円
保 育 士	(福)1-29	218,892円	242,148円	23,256円
調 理 員 等	(行二)1-37	192,200円	216,600円	24,400円
賞 与 の 年 間 月 数		4.50か月	4.60か月	0.10か月

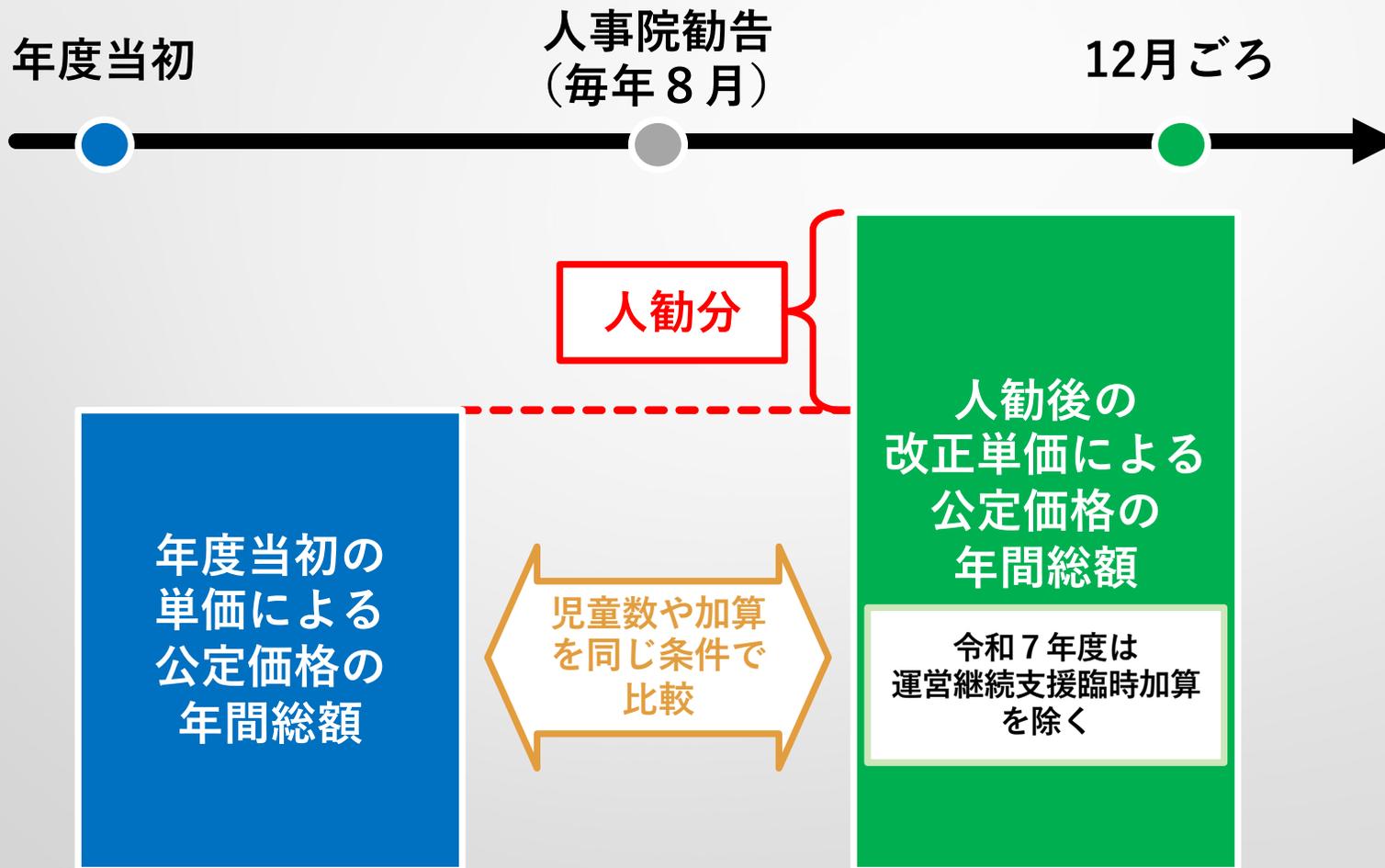
令和7年度

	格 付	当 初 単 価	遡及改正単価	増 加 額
所 長	(福)2-29	282,900円	297,700円	14,800円
主任保育士	(福)2-13	274,584円	289,578円	14,994円
保 育 士	(福)1-29	242,148円	254,694円	12,546円
調 理 員 等	(行二)1-21	216,600円	241,700円	25,100円
賞 与 の 年 間 月 数		4.60か月	4.65か月	0.05か月

※主任保育士・保育士は、当該俸給額に特別給与改善費（2%）を加えている

- 保育所の委託費に積算されている額をこども家庭庁が公表しているもの
- 認定こども園の施設型給付については公表されていないが、同様に考えることが妥当
- 号俸の変更は人事院勧告による俸給表の読替えによるもの（減額ではない）

【人勧分とは】



【人勧分の算定】

【通知】

第4 加算額の算定

5 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定

国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分は、第2の2(3)、(4)のとおり、その全額を賃金の改善に充てることを処遇改善等加算の要件としていることから、金額の算定等については、以下のとおりとすること。

(1) 公定価格における人件費の改定分の額の算定

加算当年度と実績報告時において、それぞれ以下の方法で計算した額とする。また、補正予算により公定価格における人件費の改定がなされる場合、**当初予算に基づく公定価格からの増額分を人件費の改定分の額として算定することができる**。具体的には、補正予算の成立の際に別途通知で示すものとする。

(実績報告時)

次の<算式3>により算定した額から<算式4>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式3>

「加算当年度の区分1に係る加算額総額(増額改定又は減額改定を反映させた額)」

× 「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」

÷ 「加算当年度に適用を受けた区分1に係る加算率」 × 0.9 (調整率)

改正単価

第4の5(2)

広域利用児童分も含めて施設所在市町村が知らせる

10

注) 法定福利費等の事業主負担分を控除して全額を支給する。

【事務連絡の要点】～現状把握～

人勧分を施設等に示している市町村は
全体の約69%

総額差額を
示している市町村は
さらに少ないか

人勧分の支給に年度内に着手している施設等は全体の約63%

翌年度7月までに人勧分を支給している施設等は全体の約73%

人勧分の支給が翌年度12月以降の施設等は全体の約17%

ごく一部の施設等が
「人件費に充てていない」または「充てる予定がない」と回答

【事務連絡の要点】～要請事項～

【都道府県への要請事項】

- 管内市町村や事業所への指導や助言
- 「保育士等の処遇改善取得促進等事業」の活用による支援

【市町村等への要請事項】

- 人勧分相当額の算定
- 迅速な差額精算
- 迅速な加算認定
- 人勧分の確実な執行とその指導
- 新年度4月からの新単価適用

【施設等への要請事項】

- 人勧分を3月中に支給すること
- 3月中に支給が困難な場合でも、遅くとも翌年度7月までには支給すること
- 翌年度の給与表の改定によるベースアップに積極的に取り組むこと
- 当年度の処遇改善等加算による賃金改善を、年度当初から実施すること

【国の支援】

- 「保育士等の処遇改善取得促進等事業」の実施
- 処遇改善スケジュールの提供
- 人勧分に関する職員への説明用のチラシの提供
- 「保育業務施設管理プラットフォーム」の稼働（令和8年4月）

【その他】

- 人勧分調整率（×0.9）は今後廃止の予定

【支給すべき額のまとめ】

区分
2

- 支給すべき額（法定福利費含む）は
- 単価表の加算率(b)(c)から算定
（端数処理等の不明点あり）
 - 当初単価**を適用
 - 実際の児童数・加算内容で算定



計算の役割分担は定められていないので、基本的には施設側で算定すると認識されているが、自治体によっては算定してくれるところもあるので、事前の相談が肝要

区分
3

- 支給すべき額（法定福利費含む）は
- 単価表のA・Bの単価から算定
 - 当初単価**を適用



年度当初の申請時における【別紙様式5】に記載されている加算見込額をそのまま使用

人
勧
分

- 支給すべき額（法定福利費含む）は
- 総額差額と簡便な算式による額を比較して選択
 - 簡便な算式では区分1の加算額から算定
 - 区分1の計算には**改正単価**を適用
（端数処理等の不明点あり）



額の算定は自治体に要請されているが、簡便な算式による額しか示さない自治体もある

法定福利費等の事業主負担分

【支給すべき総額の計算①】

45

【通知】別紙（用語の定義）

○「加算による改善等見込総額」

「加算による改善見込総額」と「**事業主負担増加見込総額**」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

○「**事業主負担増加見込総額**」

各職員について「加算による改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式> 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷ 「加算前年度における賃金の総額」
× 「加算当年度の加算による改善見込額」

法定福利費等の割合

「前年度の法定福利費等事業主負担分」 ÷ 「前年度の賃金総額」

支給すべき総額

「区分2や3の加算額・人勧分など」 ÷ 「1 + 法定福利費等の割合」

法定福利費等の額

「区分2や3の加算額・人勧分など」 - 「支給すべき総額」

【支給すべき総額の計算②】

【通知】

第4 加算額の算定

5 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定

(1) 公定価格における人件費の改定分の額の算定

(実績報告時)

次の<算式3>により算定した額から<算式4>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式3> 「加算当年度の区分1に係る加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」

× 「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」

÷ 「加算当年度に適用を受けた区分1に係る加算率」 × 0.9（調整率）

<算式4> 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」

÷ 「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」

× 「<算式3>により算定した金額」

控除する法定福利費等の額

「前年度の法定福利費等事業主負担分」

÷ 「前年度の賃金総額 + 前年度の法定福利費等事業主負担分」

× 「区分2や3の加算額・人勧分など」

支給すべき総額

「区分2や3の加算額・人勧分など」

－ 「上記で算定された法定福利費等の額」

【法定福利費等の計算】

参考

【計算例】 加算額または人勧分	2,000,000円
加算前年度における賃金総額	10,000,000円
加算前年度における法定福利費等の額	1,500,000円

計算方法①

【別紙「事業主負担増加見込総額」の計算方法】

$1,500,000円 \div 10,000,000円 = 15\% \Rightarrow$ 事業主負担割合

$2,000,000円 \div (1 + 0.15) = 1,739,131円 \Rightarrow$ 要支給額(最低額)

$1,739,131円 \times 0.15 = 260,870円 \Rightarrow$ 法定福利費等事業主負担額

(検算) $1,739,131円 + 260,870円 = 2,000,001円$

計算方法②

【第4の5の(1)実績報告時の人勧分<算式3・4>の計算方法】

$1,500,000円 \div (10,000,000円 + 1,500,000円) \times 2,000,000円$

$= 260,870円 \Rightarrow$ 法定福利費等事業主負担額

$2,000,000円 - 260,870円 = 1,739,130円 \Rightarrow$ 要支給額(最低額)

【貸金・法定福利費等の範囲】

(社福会計の例)

資金収支計算書

		勘定科目	金額
事業活動による収支	収入	保育事業収入 ・・・	
		事業活動収入計	
	支出	人件費支出	
		職員給料支出	
		職員賞与支出	
		非常勤職員給与支出	
		退職給付支出	
		法定福利費支出	
		事業費支出 事務費支出 ・・・	
	事業活動支出計		
		事業活動資金収支差額	
施設整備等による収支	収入	・・・	
		施設整備等収入計	
	支出	・・・	
		施設整備等支出計	
		施設整備等資金収支差額	

51

その他の活動による収支	収入	・・・	
		その他の活動収入計	
	支出	積立資産支出	
		退職給付引当資産支出	
		〇〇積立資産支出	
			その他の活動支出計
		その他の活動資金収支差額	
		当期資金収支差額合計	
		前期末支払資金残高	
		当期末支払資金残高	

- ※算定に使用する数値は、原則として前年度の決算額を使用する。
- ※分母の非常勤職員給与支出からは、嘱託医手当や外部講師の報酬などを除外することが妥当と考えられる。
- ※法定福利費等に含まれるのは「退職給付支出」ではなく、給与額によって変動する都道府県の退職共済の掛金である。

★決算確定後に算定する必要がある。

令和7年度の一時金等の 支給額決定方法

【支給額のイメージ】

基準年度の賃金

令和6年度の支給総額

人勧分(10.7%の9割)

令和5年度の加算残額による
支給総額

「施設独自の改善額」
の支給総額

処遇改善Ⅰ・Ⅱ・Ⅲによる
支給年額

給与規程に定められた
賞与の年額

業務に関連しない手当の年額
(扶養手当・住居手当など)

業務関連手当の年額
(特殊業務手当など)

基本給の年額

加算当年度の賃金

令和7年度

R7人勧分
(単価差額or5.3%相当額の9割)

区分3による支給額
※当初単価による

区分2による支給額
※当初単価による

定期昇給による増加額
(月額分・賞与影響分)

令和6年度加算残額分

R6人勧分(10.7%の9割)

給与規程に定められた
賞与の年額

業務関連手当の年額
(特殊業務手当など)

基本給の年額

第2の2
(3)(4)

別紙様式
6別添1



27~29
53~57

【支給額決定の手順(1)】

① 令和6年度の職員別の支給額(実際に支給した額)を項目別に算出

※新規採用者・時給者・勤務が1年に満たない者・勤務形態変更者・異動者に注意

松本の
見解

非常勤職員の集計期間が常勤職員と異なることもあり得る

② 業務に関連しない手当等の賃金項目を除外する

松本の
見解

欠勤控除や遅刻・早退控除も除外することが妥当と考えられる
ここでの計算の際は超勤手当も除外する

③ 令和6年度の処遇改善関連の支給額を除外する(Ⅰ(賃)・Ⅱ・Ⅲ)

注意!

令和5年度から持越した額も除外する
令和6年度人勧分は除外しない!

【支給額決定の手順(2)】

④ 施設独自の改善額があれば除外する (次ページ参照)

⑤ 令和6年度人勧分の翌年度持越し支給分があれば加算する

⑥ 令和7年度の定期昇給分(年額)を加算する

注意!

超勤手当・賞与への影響額の計算は不要とされているが、実績報告書の記載時には要注意

以上の計算結果が

A

⑦ 令和8年3月までに支給する予定総額(②で除いた項目と処遇改善関連のものを除く)を計算して総額を算出する

B

処遇改善の影響で増加した超勤手当等は参入可能

【施設独自の改善額】

別紙

「基準年度の加算Ⅰ(賃金改善要件分)・Ⅱ・Ⅲの加算合計額」が「基準年度前年度の当該加算合計額」より少ない場合はその差額

「基準年度の加算Ⅰ賃金改善要件分・Ⅱ・Ⅲの加算合計額(A)」が「基準年度前年度の当該加算合計額(B)」を上回った額(C)より、基準年度における支払賃金総額(D)が起点賃金水準(E)を上回った額(F)の方が大きい場合はその差額(G)



●令和6年度の加算Ⅰ(賃)・Ⅱ・Ⅲの加算額の合計	500万円・・・(A)
●令和5年度の加算Ⅰ(賃)・Ⅱ・Ⅲの加算額の合計	400万円・・・(B)
⇒上回った額	$500万円 - 400万円 = 100万円$ ・・・(C)
●令和6年度の支払賃金総額	7,000万円・・・(D)
●令和6年度の起点賃金水準	6,700万円・・・(E)
⇒上回った額	$7,000万円 - 6,700万円 = 300万円$ ・・・(F)
★施設独自の改善額	$300万円 - 100万円 = 200万円$ ・・・(G)



減額の配分額(誰からいくらマイナスするか)を決めておく

本来は加算額ではなく支給額で比較すべき

松本の見解

【判定】

$A \leq B$ のとき

A

B

区分2

区分3

人勧分

$A > B$ のとき

A

B

追加

区分2

区分3

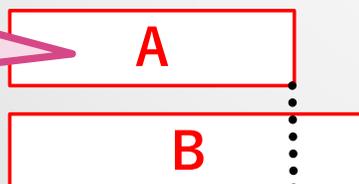
人勧分

【A ≦ B のとき】

主な原因

- 定期昇給による賞与への影響額が、Bにのみ算定されている
(**それでよい**)
- 基本給等の中に、前年度の処遇改善によるベースアップ分が含まれている

6年度人勧分が含まれている



◆図の横の長さは金額の多寡を表すものではない。

結果的に定昇による賞与増加額が含まれる



※処遇改善を原因として増加した超勤手当等の額

【A > B のとき】

主な原因

- 6年度人勧分が月額の手当等で支給されていない
⇒ 処遇改善の一時金支給の前に、追加で支給する必要がある

6年度人勧分が
含まれている

A

B

◆図の横の長さは金額の多寡を表すものではない。



※処遇改善を原因として増加した超勤手当等の額



その他の事項 【参考事項】

【特別な事情がある場合】

26・68

参考

見直し内容⑧ 特別な事情がある場合の取扱い

処遇改善等加算通知

第2 処遇改善等加算の要件 / 2 区分2及び区分3に係る共通の要件

(4) 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、①が②を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金として支払うこと。

なお、①が②を下回った場合において、**以下に掲げる必要事項を記載した特別な事情に係る届出**をした場合については、要件を満たすものとしてとることができる。

(必要事項)

- ・ 事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況
- ・ 賃金水準の引き下げの内容
- ・ 経営及び賃金水準の改善の見込み
- ・ 賃金水準を引き下げることに、適切に労使の合意を得ていること等

↑ 施設・事業所全体の賃金水準の話

第5 賃金の改善 / 2 賃金改善の方法

処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第1の1の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、**改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目**（給与規定等に基づいた職員個人の業績評価等に応じて変動するものを除く。）の**水準を低下させないこと（注1）**を前提に行う（以下略）

（注1）**基準年度と比べて加算額が減少する場合や施設独自の改善を実施しないこととした場合**、必要事項を記載した別紙様式7「特別な事情に係る届出書」を提出した場合については、この限りではない。

また、3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を抛出の程度を超えて低下させたりしないこと。

↑ 個人の賃金の取扱いの話

別紙様式7

特別な事情に係る届出書（令和 年度）

知事 殿 長 殿	令和 年 月 日
市町村名	0
施設・事業所名	0
施設・事業所類型	0
施設・事業所番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
事業者名	
代表者名	

1. 事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（特定教育・保育施設等に係る事業に限る。）について、利用児童数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引き下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに、適切に労使の合意を得ていること等について
労使の合意の時期及び方法等について記載

50

「令和7年度以降の処遇改善等加算について」（こども家庭庁の制度説明動画の資料より）

【区分2・3の支給例】

参考

区分2・3合計額（法定福利費事業主負担分を除く）の1/2以上を月額支給

在職職員の処遇改善だけでなく、職員募集広告にも活かしたい

基本給を引き上げると
賞与に影響する

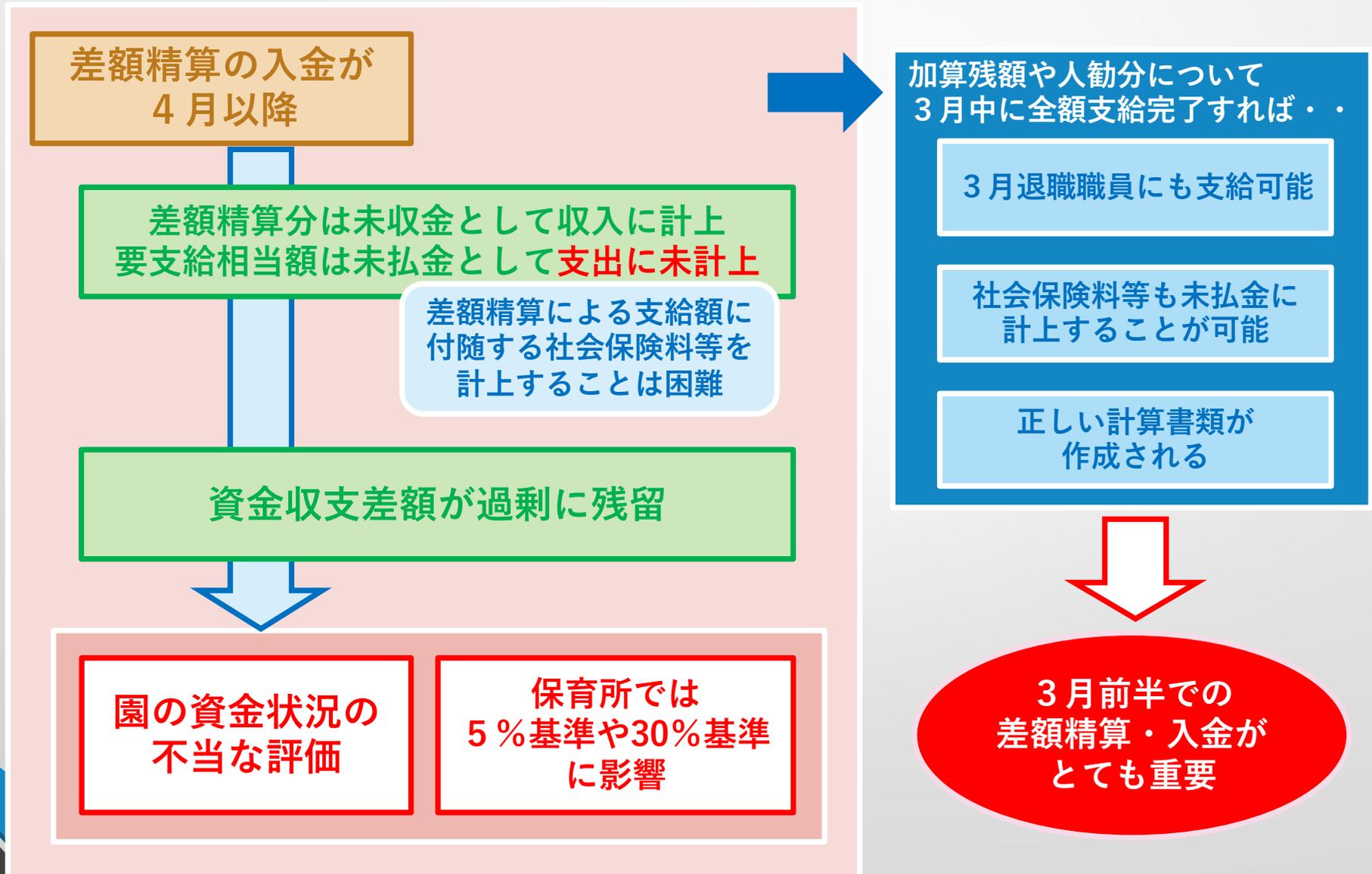
手当にすると基本給として
表示することができない

支給例

- 従前の基本給の俸給表は変更しない
- 区分3は「キャリアパス手当」などの名称を付して支給
- 区分2は「基本給2」として定額を支給し、賞与計算に反映させない

【処遇改善と会計処理】

参考



最後までお聞きいただき ありがとうございました

<プロフィール>

- 【氏名】 松本 和也 (まつもと かずや)
【出身】 愛媛県 【生年】 昭和39年 【最終学歴】 慶應義塾大学経済学部中退
【現職】 (株)福祉総研 上席研究員
川崎市社会福祉協議会「川崎市社会福祉法人経営改善支援事業」相談員
- 【関連職歴】 元 一般財団法人総合福祉研究会 本部事務局長
元 特定非営利活動法人福祉総合評価機構 認定試験普及部長
前 (株)福祉総研 代表取締役
- 【著書】 「～保育所・幼稚園・認定こども園のための～処遇改善マニュアル」 (実務出版株)
令和7年度版2月出版予定
「～保育所・認定こども園のための～処遇改善マニュアル」 (実務出版株)
「～保育所・認定こども園のための～会計基準省令と資金運用ルールの実務ガイド」 (実務出版株)
「新しい保育所会計と資金運用ルールの実務ガイド」 (実務出版株)
「これでわかる！会計基準と299号通知」 (筒井書房)
「これでわかる！新しい人事制度のすすめ」 (筒井書房・共著)
「よくわかる社会福祉法人の決算実務」 (清文社・共著)
「社会福祉法人のための外部監査の受け方・進め方」 (清文社・共著) ほか
- 【連載】 「いちから学ぶ保育施設の会計・経営」 (全国私立保育連盟「保育通信」2022年4月～2023年3月)
「社会福祉法人会計四方山話」 (全国私立保育連盟「保育通信」2023年4月～2024年3月)
「保育所・認定こども園 経営相談室」 (全国私立保育連盟「保育通信」2024年4月～連載中)
「あるある相談コーナー」 (川崎市社会福祉協議会「ksk-info」2014年6月～連載中)

◇(株)福祉総研 & 社労士法人人財総研

会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、OAG税理士法人グループのうちで、社会福祉法人の経営にかかわるすべてのサポートを行うグループ。東京都新宿区所在。

★令和7年度版の「処遇改善マニュアル」のご予約は下記までどうぞ★

実務出版株 〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目2番27号谷九ビル6F

☎06-4304-0320